

第九回

大津町農業委員会

令和六年三月十一日

第9回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日(月) 9:30から10:43

2. 場 所 大津町役場 2階 協働ルーム

3. 出席農業委員 (11人)

1 番 古庄 廣継	2 番 東 一夫	3 番 西村 千香
4 番 藤本 勝昭	5 番 宮崎 京子	7 番 府内 公生
8 番 岩本 勝	9 番 今村 太	10 番 大村 礼美
11 番 荒木 博文	12 番 津田 恵美	

出席農地利用最適化農業委員 (4人)

8 番 荒木 幸一	9 番 石原 龍二	11 番 和田 勇一郎
16 番 松永 富幸		

4. 欠席農業委員 (1人) 6 番 宮崎 恵美
欠席推進委員 (1人) 5 番 大田黒 淳次

5. 議事日程

日程第 1	開 会	
日程第 2	議事録署名委員の指名	7 番 府内 公生 委員 8 番 岩本 勝 委員
日程第 3	会期の決定について	令和5年3月11日(月) 1日に決定
日程第 4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
日程第 8	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画(所有権移転)の決定について
日程第 9	議案第6号	その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅田 博隆 事務局次長 田上 克也

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和6年3月11日 第9回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和6年3月、第9回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員の過半委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。

7番 府内 公生 委員と、8番 岩本 勝をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。3月の第9回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。2月の第9回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。

議案書は1Pとなります。今回3件の申請がなされております。

3条の1です。調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和5年4月1日に農地法が改正され、調査書1の第2項第5号が削除されています。いわゆる農地取得には50aの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第2項第1号から第6号により判断することになります。

申請地は大字吹田地内にある農地1筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。樹芸木の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、吹田地区ですので東委員から説明をお願いします。

東 委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字吹田地内の農地です。

申請の内容は、吹田集落内の田1筆、292㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は熊本市在住の樹芸農家です。今回の農地取得を契機に隣接する宅地を購入し、住居も新築して申請人の父親が吹田集落に移住する予定です。熊本市内の自宅と農地及び今回の申請地は後継者である申請人が管理し規模拡大を図るものです。

譲受人は樹芸木の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

吹田地区担当は大田黒推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 大田黒委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字高尾野地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。露地野菜の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、高尾野地区ですの
で古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字高尾野地内の農地です。
申請の内容は、新小屋集落内の畑1筆、766㎡について売買による所有権
の移転を行うものです。
譲受人は高尾野に本社を置く農地所有適格法人で、甘藷、柿、ぶどう、栗の生
産販売を行っています。取得予定の農地は、法人本社から約100mの近接地
となっており、甘藷等の露地野菜を栽培予定です。農業機械も保有し、労働力、
営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
高尾野地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はござい
ま
せんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局

3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内にある農地1筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。キャベツの栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明します。

津田委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

申請の内容は、今村集落から北東へ約700mの畑1筆について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は菊陽町及び合志市で養豚を営む法人で、今回の申請地の東側隣接地に堆肥舎を所有しています。今回、譲渡人と話しがまとまり、規模拡大による経営の安定を図るため農地を売買するものです。

譲受人はキャベツの栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長

担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

3条の3、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。
4条の1 意見書（案）は4P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある
第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転
用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、
古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字引水地内で、国道57号ミルクロード入口交差点から南西に約6
00mに位置する農地です。

申請の内容は、申請地周辺は、宅地化が進んでおり、学校や主要道路に近く
住環境が整備された土地であり、共同住宅の需要が見込めるため、今回の申請
となりました。

申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ここ数年、急速に開発が進み、周囲は住宅地に囲まれており、陸の孤島状態でした。以前の所有者が数年前に他界し相続がなされています。周辺状況からみても転用やむなしだと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、共同住宅への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 意見書(案)は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は宅地造成への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査の結果を、室地区ですので岩本農業委員からお願いします。

岩本委員 現地調査の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、国道 3 2 5 号東側の遊技店舗北側の農地です。

申請の内容は、申請地周辺は、戸建て住宅の需要が高いので、1 区画を宅地分譲に計画し、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4 条の 2、宅地造成への転用については、可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第 6、議案第 3 号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 3 号、農地法第 5 条に係る申請についてご説明いたします。議案書は 3 P～4 Pをお願いいたします。今回 6 件の申請がなされております。

5 条の 1 意見書(案)は 6 P、申請地見取図は 1 1 P～1 2 Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1 の転用目的は貸資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある

準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、国道57号北側復旧道路大津インターチェンジ入口西側約300mの農地です。

申請の内容は、町内の建設業者から資材置場の土地を探して欲しいと依頼を受け、申請地は交通の利便性が良く、十分な敷地面積を確保できることから適した土地であると判断し、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接する農地所有者には説明がしてあり、農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1、貸資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書(案)は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、国道325号の西側約600mで、人権啓発福祉センターの南東約300mの農地です。

申請の内容は、申請人は熊本市内で不動産業を行っており、申請地付近で宅地造成工事を行う上で資材置場が必要となり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく願います。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 次の議案である5条の3にも関連しますが、5条の2と5条の3は道路を挟んで対面する申請地です。隣接する山林は開発が申請されており、今後共同住宅が建設される予定です。

一番の問題は幅員の狭い道路です。資材置場の転用申請ですが、現在の状況を踏まえると将来的には開発が進むのではないかと思います。狭い道路幅員に対して大型車が入り出すような状況も想定されますので、建設課と協議し道路整備の必要性があると思います。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書(案)は8P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、国道325号の西側約600mで、人権啓発福祉センターの南東約300mの農地です。(5-2の向側の農地)

申請の内容は、申請人は熊本市内で不動産業を行っており、申請地付近で資材置場を探していたところ、譲受人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません(5条の2と同様)。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

西村委員 隣接の山林も買収されているとのことで、かなりの面積になると思います。松永委員が言われたとおり、道路が狭い状況は大変心配します。

会 長 以前、近隣を耕作していた時に道路が狭いので、大きな車が通るのは難しいなと思っていました。

松永委員 農業者の車両が遠慮して通らなければならない状況になるのではないかな。

会 長 農家に支障ないようにしてもらわないといけないと思いました。とにかく開発のスピードが速すぎて、みるみるうちに状況が変わっている状況です。

他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書(案)は9P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄農業委員からお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、上大津の町民グラウンド入口から南に約50m入った農地です。

申請の内容は、申請地周辺は、共同住宅の需要が高いため、共同住宅の整備計画をしたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございますか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、共同住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 意見書(案)は10P、申請地見取図は19P～20Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は建売住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄農業委員からお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、楽善住宅の北側で町道三吉原北出口線から南に約 40 m 入った農地です。
申請の内容は、申請地周辺は、学校や主要道路に近く、住環境が整備されており、建売住宅の整備計画をしたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5 条の 5、建売住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5 条の 6 について事務局の説明を求めます。

事務局 5 条の 6 議案書は 4 P をお願いいたします。意見書(案)は 1 1 P、申請地見取図は 2 1 P～2 2 P をお願いいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。
1 の転用目的はホテル建設のために地盤調査を行うもので、一時転用の使用

貸借権の設定です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」であります。代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内で、国道325号から本田技研熊本製作所方向に約50m入った農地です。

申請の内容は、申請人は、申請地でホテル建設を計画しており、建築にあたり、設計、施工に必要な地盤情報を得るため今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の6、地盤調査への一時転用での使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第４号についてご説明いたします。
議案書は５～８Ｐとなります。
議案第４号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

 今月の利用権設定申出書・計画書の件数は１８件です。１番から１２番が再設定で、１３番から１８番が新規の申請となっております。

 申出書面積の合計は６９，８６９㎡（約７町）です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

 個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、１０ａ当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１講の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はございませんか。
（意見・ご質問なし）
それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成と認めます。

 議案第４号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定いたします。

 続きまして日程第８、議案第５号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 5 号についてご説明いたします。

議案書は 9 P となります。

議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第 4 号と同様です。

大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は 3 件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、3, 069㎡（約 3 反）、対価の合計は 943, 717 円です。

番号 1 は、8 月と 10 月の総会で審議した、公社が買い入れた農地を担い手経営体へ売り渡すものです。公社手数料を含んだ 10 a あたりの売り渡し単価は 716, 738 円です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・質問なし）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第 5 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第 9、議案第 6 号、その他について事務局から審議案件がありますか。

- 事務局
- ・ 4月の現地調査及び小委員会予定について
(案はR 6. 4 / 3 (水) 午前9時00分～)
 - ・ 4月の定例総会予定について
(案はR 6. 4 / 10 (水月) 午前9時30分～)

上記案に決定

その他、事務局から数点の協議事項、連絡事項あり。

会 長 他にございませんか。何もないければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和6年3月の第9回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和6年3月11日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議	長	津田 恵美
議事録署名委員		長本 勝
議事録署名委員		府内 公生